

県立学校における春季休業明けの取扱い

春季休業中は、感染予防対策を実施しながら、教育活動を校内に限定し、部活動（2時間上限）及び単位認定に関わる補習のみを認めている。

春季休業明けの当面、4月8日から4月19日までの間は、臨時休業の実施に関するガイドライン（改訂版）等を踏まえ、一定の行動制限・時間制限を設けたうえで、授業を行うこととする。

なお、20日以降については、改めて検討する。

区分	第1、第2、第4学区 (神戸・淡路、阪神・丹波、中播磨・西播磨)	第3学区 (東播磨・北播磨)	第5学区 (但馬地域)
当該学区内の市町における感染発生の有無	発生あり (国が2日に発表したクラスターがある)	発生あり (国が2日に発表したクラスターがない)	発生なし
行動制限	学校内のみとする		学校内を基本とし、一部学区内の活動を認める
登下校時間	通勤時間帯を避ける		通常の間とする
下校時間	15時	16時	通常の間とする
授業時間	下校時間に合わせて、短縮授業等を実施		通常の間とする
部活動	1日2時間まで 月～金で3日、土日に1日を上限として活動する 対外試合・合同練習・合宿は認めない	1日2時間まで 月～金で4日、土日に1日を上限として活動する 対外試合・合同練習・合宿は認めない	同左 ただし、対外試合・合同練習のみ第5学区内の2校で認める
入学式・始業式	最少人数で簡素化し、感染防止の措置を講じた上で実施 (例：参加人数の精選、式典時間短縮、国歌・校歌は演奏のみ等)		
その他	学校以外の公園での運動等を除く、不要不急の外出を自粛すること		

※①定時制・多部制等

通勤時間帯と重ならないよう柔軟に始業・終業時間を設定

②特別支援学校

スクールバス及び寄宿舎の感染予防対策などを考慮し、学校ごとに授業日を設定